

秘
農 林 水 産 省
統計法に基づく基幹統計調査
漁 業 構 造 統 計

2018年漁業センサス
流通加工調査
魚市場調査票
平成31年1月1日調査

様式調第7号



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

大海区	都府県 (振興局)	市区町村	漁業地区	客体番号	市区町村名	漁業地区名		
基本指標番号	:	:	:	:	:	:		

○ この調査票は、統計の作成目的以外には使用せず、得られた個々の結果について、外に漏らしたり課税などの資料に利用することはなく、秘密を厳守することが法律により定められていますので、ありのままをご記入ください。

○ 記入に当たっては、「魚市場調査票の記入の仕方」をよく読んでください。

○ 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように右づめで記入してください。★ マークを記入する欄は、下の記入例のように濃くめりつぶしてください。

記入例

:	:	:	9	8	7	6	5	4	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例

0	→	
---	---	--

つなげる すきまをあける

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例

11	2	3
----	---	---

悪い例

0	→		
---	---	--	--

○ 調査票の内容については、本年（平成31年）の1月1日現在で記入する箇所と、過去1年間について記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間について記入してください。

● 調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

オンラインによる回答方法は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照ください。

ここから記入してください

1 当てはまるものの一つに記入してください。

	法人でない	法人である
201	0	0

2 法人の場合は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

202	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきます。
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようご注意ください。

1 魚市場の中で水揚げまたは搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積を㎡単位で記入してください。

十

万

千

百

十

（㎡）

101

:

:

:

:

:

:

2 1月1日現在の魚市場に所属する水産物卸売業者と水産物買受人の業者数を記入してください。

水産物卸売業者

111

:

:

:

:

水産物買受人

産地出荷業者

112

:

:

:

:

加工業者

113

:

:

:

:

その他

114

:

:

:

:

水産物買受人とは、水産物卸売業者から買い受ける産地出荷業者、加工業者等です。

産地出荷業者とは、水産物卸売業者から水産物を買受けて、他の卸売市場へ出荷する業者をいいます。

魚市場内の複数の卸売業者に同一の買受人が登録されている場合は、魚市場としての買受人数を記入し、重複させないでください。

3 魚市場における過去1年間（平成30年1月1日～12月31日）の取扱高について、数量欄に水産物取扱数量を、金額欄に水産物取扱金額（消費税を含む。）を記入してください。

数

量

金

額

千

万

百

十

万

千

百

十

（トン）

千

億

百

億

十

億

億

千

万

百

十

万

（万円）

合計 ①+②

121

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

うち、活魚

122

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

水揚量 ①

123

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

搬入量 ②

124

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

うち、輸入品

125

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

:

数量は、過去1年間に魚市場で取り扱われた水産物（活魚、生鮮品、冷凍品及び加工品）の数量です。また、第1次水揚量（内水面漁業、養殖業による生産品を含む。）のほか、他の漁業地域からの搬入量及び輸入品を含みます。

金額は、数量欄で記入した、魚市場で取り扱われた数量に対応する総金額（消費税を含む。）を記入してください。

4 1月1日現在で、魚市場において、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器について、当てはまるものすべてに記入してください。

海水殺菌装置

砕氷・製氷機

脱臭装置、排ガス処理装置

水産加工機器

その他

131

0

0

0

0

0

海水殺菌装置とは、海水の殺菌・減菌を目的とした装置
砕氷・製氷機とは、氷がけ等、魚市場内で使用する氷を製造するための装置

出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含めません。

脱臭装置、排ガス処理装置とは、建物内の空気の清浄を目的とした装置

水産加工機器とは、フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。